

納期限内のお支払を お願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。

長期にわたり水道料金の納入がない場合には、やむを得ず給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

なお、金融機関等にお支払に行けない方は、口座振替もご利用できます。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

指定金融機関

①次の金融機関（本・支店）

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

②ゆうちょ銀行・郵便局（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局）（納入期限内に限る）

③ほくさい農業協同組合各支店（行田市内）

休日・夜間納付 窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり休日及び夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開設日	
	休 日	夜 間
平成23年 8月	7(日)	2(火)・9(火)・16(火)・23(火)・30(火)
9月	4(日)	6(火)・13(火)・20(火)・27(火)
10月	2(日)	4(火)・11(火)・18(火)・25(火)
11月	6(日)	1(火)・8(火)・15(火)・22(火)・29(火)
12月	4(日)・25(日)	6(火)・13(火)・20(火)
平成24年 1月	8(日)	10(火)・17(火)・24(火)・31(火)
2月	5(日)	7(火)・14(火)・21(火)・28(火)
3月	4(日)・25(日)	6(火)・13(火)・27(火)

場 所：行田市前谷1番地1
西部配水場（水道庁舎）
TEL 553-0131

時 間：休日 午前8時30分から正午まで
夜間 午後7時まで

給水装置の適正な管理を

●官民境界から蛇口までの漏水修繕

行田市指定給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。なお、修繕費用についてはお客様の負担となりますので、あらかじめ工事内容や費用について十分に打ち合わせをしてください。

給水装置の修繕区分

